

## 違反した場合は罰則(過料)の対象となる場合があります

1. 喫煙禁止場所で喫煙した者：30万円以下
  2. 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具を設置した施設の管理権原者等：50万円以下
  3. 各喫煙室の技術的基準違反をした施設の管理権原者等：50万円以下
  4. 喫煙目的施設の対象となる条件を満たさない管理権原者：50万円以下
  5. 各喫煙室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下
  6. 健康増進法に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：20万円以下
  7. 従業員がいるにも関わらず、喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権原者：5万円以下※
  8. 条例に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：2万円以下※
- ※は条例に基づく罰則です。



## 受動喫煙対策支援事業のご紹介（令和4年度）

### 厚生労働省の支援事業

#### 【受動喫煙防止対策助成金】

労働者災害補償保険の適用事業主で、中小企業事業主である者が、既存特定飲食提供施設<sup>(※)</sup>で喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設置・改修する場合、費用の3分の2（主たる業種の産業分類が飲食店以外は2分の1）、上限100万円について助成を受けることができます。（※）令和2年4月1日以前に営業許可を得ている客席面積100㎡以下の飲食店

#### 【受動喫煙防止対策に係る相談支援】

労働安全衛生コンサルタント等の専門家が、職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、相談・助言・講師派遣等を行っています。

各事業の詳細及び申込方法等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokujun/anken/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/anken/kitsuen/index.html)



#### 受動喫煙対策特設ホームページ（標識のダウンロードもできます。）

問合せ先：受動喫煙対策に係るコールセンター 0120-357-285

ホームページ：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



### 公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターの支援事業

#### 【生衛業受動喫煙防止対策事業助成金】

労働災害補償保険の適用対象外（いわゆる「一人親方」）となる生活衛生関係営業者が、既存特定飲食提供施設（※上記「受動喫煙防止対策助成金」参照）で喫煙専用室等を設置・改修する場合、費用の一部について助成を受けることができます。

詳細及び申込方法等はホームページをご確認ください

ホームページ：<https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

問合せ先：千葉県生活衛生営業指導センター TEL 043-307-8272



### お問合せ先 千葉市保健福祉局健康推進課受動喫煙対策室

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎5階

TEL：043-245-5201

ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/judokituen.html>



## 【受動喫煙対策】飲食店向け対策ブック

きれいな空気でさらに美味しく！

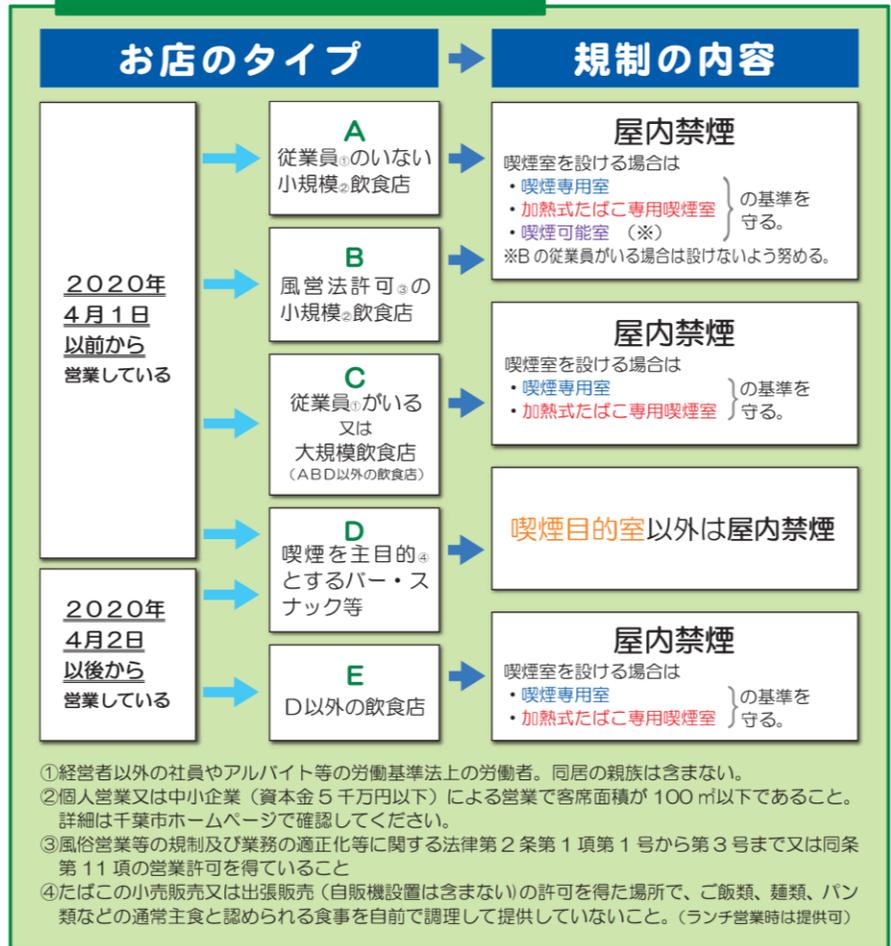
～2020年4月から規制スタート～

## 飲食店は原則屋内禁煙

お店のタイプによって、規制の内容が異なります。



### あなたのお店はどのタイプ??



- ① 経営者以外の社員やアルバイト等の労働基準法上の労働者。同居の親族は含まない。
- ② 個人営業又は中小企業（資本金5千万円以下）による営業で客席面積が100㎡以下であること。詳細は千葉市ホームページで確認してください。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで又は同条第11項の営業許可を得ていること
- ④ たばこの小売販売又は出張販売（自販機設置は含まない）の許可を得た場所で、ご飯類、麺類、パン類などの通常主食と認められる食事を自前で調理して提供していないこと。（ランチ営業時は提供可）

令和2年度

必要な対策は次のページへ

# 原則は屋内禁煙！喫煙室を設ける場合はこちらを必ず守ってください！！

1. 喫煙室は客や店員を含め、20歳未満立入禁止です。

2. 標識を掲示してください。(厚生労働省ホームページからダウンロードできます。)

例)喫煙専用室を設置する場合  
(掲示場所)

左: 室の入口  
右: お店の入口



例) お店全体を喫煙可能室とする場合  
(掲示場所)  
お店の入口



3. 喫煙室以外の場所(店内や共用部分などの屋内)にたばこの煙が出ないようにする。

①～③のすべてを守ってください。

①壁や天井でおおわれた部屋にする。

②換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気する。

③喫煙室の出入口に、中に向けて毎秒0.2m以上の風を作る。

- ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井、扉等で他の階と区画した上で、特定の階を喫煙室とすることができる。
- ・お店全体を喫煙可能室とする場合は、①のみでよい。
- ・2020年4月1日時点で既に存在している建築物については、店側の責任とすることができない理由で②の基準を満たせない場合は、別の方法による対応が可能となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

4. お店のタイプで設置可能な喫煙室が違います。喫煙室以外の場所に、灰皿を置いてはいけません。

## A・B・C・Eタイプで設置可能な喫煙専用室

(たばこを吸うためだけの部屋)

【特徴】

- ・お店の一部に設けることができる。
- ・室内で飲食はできない。

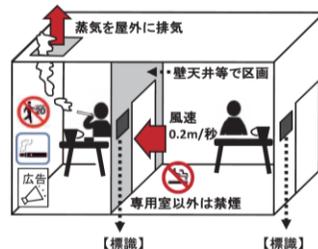


## A・B・C・Eタイプで設置可能な加熱式たばこ専用喫煙室

(加熱式たばこだけ吸える部屋)

【特徴】

- ・お店の一部に設けることができる。
  - ・室内で飲食できるが、紙巻きたばこは吸えない。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・お店の広告・宣伝をするときは加熱式たばこ専用喫煙室があることを明示する。



## A・Bタイプで設置可能な喫煙可能室

(たばこを吸いながら飲食できる部屋)

【特徴】

- ・お店の全部又は一部に設けることができる。
  - ・たばこを吸いながら、飲食できる。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・客席面積が分かる図面、資本金又は出資の額(会社の場合のみ)の分かる資料をお店に備え付ける。
  - ・お店の広告・宣伝をするときは喫煙可能室があることを明示する。
  - ・市への届出が必要。



## Dタイプで設置可能な喫煙目的室

(主にたばこを吸うための部屋)

【特徴】

- ・お店の全部又は一部に設けることができる。
  - ・たばこを吸いながら、飲食できる。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・たばこ販売許可の通知書などをお店に備え付ける。
  - ・お店の広告・宣伝をするときは喫煙目的室があることを明示する。



## 全てのお店で必要な対策

- 店内の喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(又は吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめるかその場から出ることを求めるよう努めてください。
- 従業員を募集するときは、お店の受動喫煙対策に関する事項を明示しなくてはなりません。
- 喫煙室以外の屋内の場所に灰皿等の喫煙器具を置いてはいけません。
- 営業時間外や、客室以外の場所(休憩室など)も禁煙です。

## 屋外での喫煙について

屋外に喫煙所を作る場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣の建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。

市が立入検査をすることがあります。立入検査では資料の確認も行います。



次のページもご覧ください